

「困ったなあ」

「答ええます」

佐々木知子の
法律相談



佐々木知子
ささき ともこ
弁護士
帝京大学法学部教授

母の面倒を見た私。 遺言通りの相続を受けたい。

Q

82歳の母が亡くなり、その相続のご相談です。
父はすでに亡く、相続人は私と妹2人の3人です。私は、子供が生まれてすぐに離婚して家に戻り、子供を育てながら勤め(正規職員)、母が体調を悪くしてから私が病院に連れていき、家事も私がしていました。

母は亡くなる10年前に自筆の遺言を遺して、それには、長女(私)に世話になったので家のことはよろしく頼む、〇〇銀行その他にある預金は3人で仲良く分けてほしいとあり、家裁の検認も受けています。母の考えは、家は私に、預金は3人で均等になるので、先般、

そのように妹たちに持ちかけたところ、妹らが言うには、弁護士に聞いたが、この遺言書は法的に効力がなく、全遺産を法定相続分通りきれいに3分の1ずつに分けようと言って、聞きません。2人とも嫁に行って母の面倒は私に任せっきりだったのに、です。

の建物はとても古くて、妹たちが言うように3000万円もするはずはありません。私はまもなく定年になります。ずっとこの家に住みたいし、預金も3分の1は無理にしてもある程度は欲しい。私は自分の給料から食費その他母にかかったお金もだいぶ負担していたので、法の方で、何とかならないでしょうか。

遺言が無効になれば、法定相続分しか受け取れません。 家の評価によっては、代償金が発生する場合があります。

A

お気持ちはお察しします。ただ何でもそうですが、妹さんには妹さんで、きつとそれなりの言い分があるのだらうと思いますよ。お姉さんに対して本当に感謝をし、かつご自分たちも生活に困っているのだけならば、家はお姉さんに、あと預金は3等分でもいいよと言うのが普通だと思いますので。

まずは遺言書の記載内容ですが、妹さんらの弁護士と言う通り、あまりに曖昧すぎます。もし「私名義の家は長女に相続させる。」「同預金は娘3人に等分に相続させる。」と明確であれば、妹さんらとしても、仮に内心不服であっても、従わざるをえなかったのです。

遺言が無効となると、原則通り3分の1ずつです。問題なのは不動産の評価です。借地権だといつても決して馬鹿にはならず、ことに都心部では土地の7割評価になるので、3000万円は決して吹っかけではないと思いますよ。仮に3000万円とすると、ご相談者は家だけ、妹2人は預金の各半額です。



最後のほうはおそらく「寄与分」のご主張でしょうが、結論から言うと無理です。寄与分が認められるのは、例えば、重度の要介護認定で介助者を頼むべきところを一人で面倒を見ていたといったケースです。なぜならば同居者が互いに助け合うのは当然のことだし、反対に、妹さんらからすれば、ただで家にずっと住んでいたのだからお姉さんこそ何十年もの家賃を「特別受益」として、遺産から減らすべきでしょ、ということになります。

結局、このあと家裁の遺産分割調停に持ち込めば、家の評価で分割方法が決まってくるようになります。評価について互いが合意しない時は、裁判所で選ぶ不動産鑑定士による鑑定結果が決まります。例えばもしそれが3500万円と出れば、各相続額は3166万円なので、預金では足りない各166万円を、家を単独でもらう代償金として、妹2人に支払うことになります。逆に3000万円より低ければその分相談者が預金からもらえ